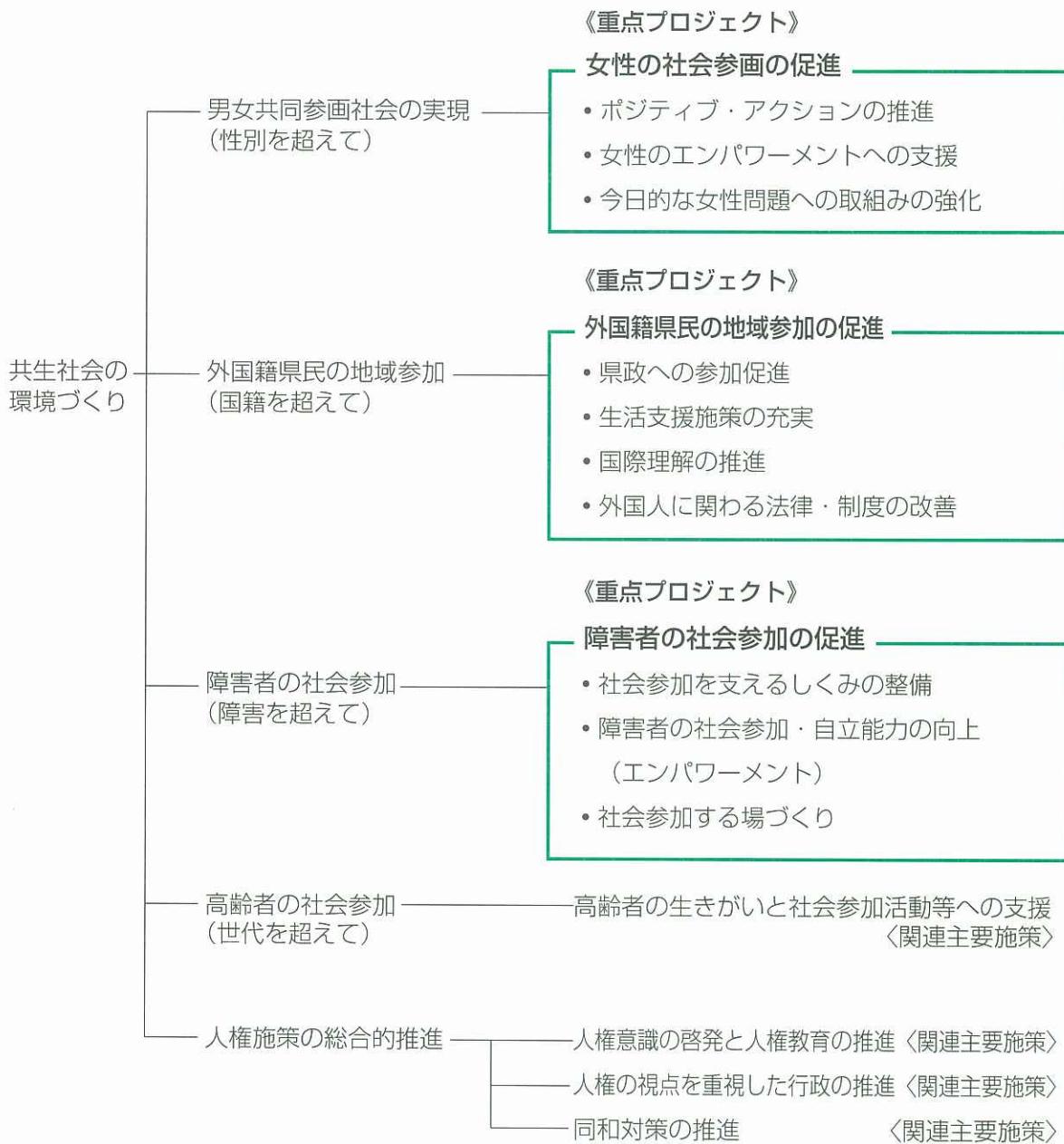


■ 課題内容

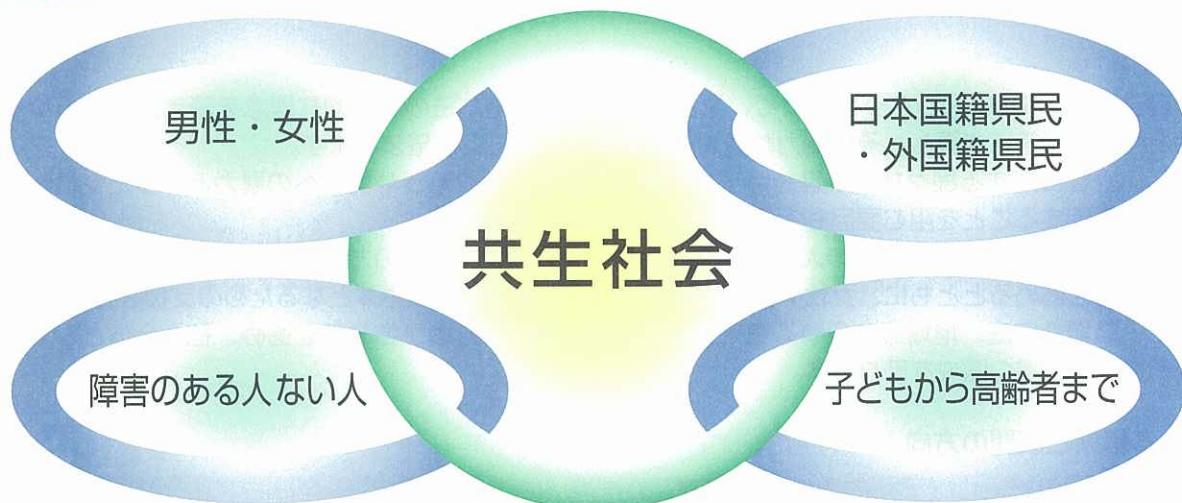
成熟社会においては、一人ひとりの人権が尊重され、人間的な生活が確保されるとともに、人々がゆとりを持ち、多様な生き方が選択できることが重要であり、性別、国籍、世代を超えて、また障害のあるなしにかかわらず、共に生きることができる社会の形成が求められています。

こうしたことから、人権の尊重という観点はもとより、社会参加を促進するさまざまな機会や場の確保、地域での活動の場づくりを促進します。

■ 政策展開の方向



■ 概念図



外国籍県民かながわ会議・NGOかながわ国際協力会議



働き方発見講座



車椅子バスケットボール練習風景

<ねらい>

21世紀の活力ある社会づくりに向けて、男女共同参画社会基本法の基本的な理念を踏まえ、あらゆる分野に女性と男性が平等に参画し、その能力が最大限に発揮されることが望まれます。

しかし、女性に対する様々な不平等もいまだに残っており、セクハラや女性への暴力といった女性が広く社会や職場で活躍することを阻む要因も今日顕在化する傾向にあります。

このような、女性への暴力などの人権侵害の防止や、平等確保の方策を実施し、意思決定過程の場への女性の参画を進めるとともに、女性や女性団体が新しい社会づくりの主体となるための支援を行います。

併せて、職場や家庭、地域等あらゆる場を通じて女性と男性双方の意識改革を進め、社会全体として女性の参画を促進する意識の醸成を図ります。

<構成する施策と展開の方向>

(1) ポジティブ・アクション(積極的平等推進施策)の推進

- 女性人材リストの整備による審議会委員等への女性の参画や、県女性職員の県行政各分野への参画を促進します。また、雇用平等推進プログラムの企業への普及や、企業や団体等における男女共同参画意識の定着に取り組みます。

(2) 女性のエンパワーメント(力をつけること)への支援

- 講座の実施や地域女性教育指導者の研修等を通じて、女性人材の育成を図ります。また、女性の多様な働き方を支援します。

(3) 今日的な女性問題への取組みの強化

- セクシュアル・ハラスメント防止対策や女性への暴力等に対する総合的支援施策の推進に取り組むほか、性差別表現の是正に取り組みます。

<実施プログラム>

構成施策	主 体	施 策 実 施 年 度				3年間計(2000~2002)
		2000	2001	2002	03以降	
(1) ポジティブ・アクション (積極的平等推進施策)の推進	県					
・審議会委員等への女性の参画促進	県	■	■	■	■	審議会等への女性委員の登用促進、第5次登用計画の推進
・県女性職員の行政各分野への参画の推進	県	■	■	■	■	県女性職員の行政各分野への参画の推進
・雇用平等推進プログラムの普及	県	■	■	■	■	推進リーダー育成、セミナー開催、啓発資料の作成配布による実質的な男女雇用平等の推進
・企業等における男女共同参画意識の定着・徹底	県	■	■	■	■	啓発資料による企業・団体等での男女共同参画意識の定着・徹底
(2) 女性のエンパワーメント (力をつけること)への支援	県					
・エンパワーメント講座の開催	県	■	■	■	■	女性人材育成講座等の開催
・女性教育指導者の育成	県	■	■	■	■	指導者の養成
・女性情報ネットワークの構築	県	■	■	■	■	情報システムの再構築・運営
(3) 今日的な女性問題への取組みの強化	県、市町村					
・セクシュアル・ハラスメント防止対策と相談機能の強化	県、市町村	■	■	■	■	相談の実施・充実、市町村の相談員に対する研修の実施、メンタルケアの実施
・女性への暴力等に対する総合的支援施策の推進	県、市町村、民間	■	■	■	■	相談体制の充実・強化、ホットラインの実施と相談時間帯の拡充、シェルターの充実、DV※1被害者支援のネットワークの構築、被害者の自立支援の充実強化
・性差別表現是正への取組み	県、民間	■	■	■	■	NPO※2等との連携によるメディアへの取組みの実施

※1 DV…夫やパートナーからの女性への暴力 (Domestic Violenceの略)

※2 NPO…社会に貢献する活動を行う民間非営利団体で、法人格の有無を問わない (Non-Profit Organization の略)

〈ねらい〉

神奈川で生活する外国籍県民は、この10年間で2倍以上に増加しています。国籍別の比率も変化し、歴史的な経緯を持つ在日韓国・朝鮮、中国の人々に加えて、ブラジルやペルーからの日系人、インドシナ諸国からの定住難民の人々などが、神奈川に定住するようになりました。神奈川でともにくらす仲間として、地域に主体的に関わることが必要と認識されつつあります。

しかし、言葉や文化などが障壁となって、外国籍県民の声が、地域社会に反映されにくい状況が、依然として残っています。また、定住化の一方で、地域に暮らす上で最も基本的な条件である生活情報の入手や住宅入居に困難が伴うなどの支障が解消されていません。さらに、受験資格制限等により、外国籍の学生・生徒等の進路選択に支障が生じていることや民生委員等の委嘱における制限など、外国人に関わる法律・制度面の制約が依然残っています。

そこで、外国籍県民の地域社会への参加の促進を図り、神奈川の地域をより平等で、開かれた地域社会とするための積極的な取組みを、市町村、N G O^{※3}と連携して展開します。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 県政への参加促進

- ・外国籍県民かなかがわ会議やN G Oかなかがわ国際協力会議の提言を具体化するほか、外国籍県民の懇話会委員等への登用を積極的に促進します。

(2) 生活支援施策の充実

- ・外国籍県民の生活実態調査を行うほか、言葉の壁を取り除くため、通訳バンクシステムを運営します。
- また、外国籍県民への情報提供の充実及び外国籍県民のための居住支援システムの整備を行い、暮らしやすい環境づくりを進めます。

(3) 国際理解の推進

- ・異なる民族・文化を理解するため、外国籍県民フェスティバル2001（仮称）の開催及び地球市民かなかがわプラザにおいて国際理解に関する事業等の充実を図ります。

(4) 外国人に関わる法律・制度の改善

- ・地方参政権の確立に向けた取組みを進めます。
- ・外国籍県民の教育・就業機会の拡大を進めます。

〈実施プログラム〉

構成施策	主 体	施 策 実 施 年 度				3 年 間 計 (2000~2002)
		2000	2001	2002	03以降	
(1) 県政への参加促進	県					提言の県政への反映 外国籍県民の委員等への登用を積極的に推進
	県					
(2) 生活支援施策の充実	県、市町村、民間					外国语籍県民への通訳サービスの充実 外国语籍県民の生活支援と県政への参加促進 居住支援システムの設置・運営 外国语籍県民への多言語による情報提供の充実
	県、市町村					
	県					
	県					
(3) 国際理解の推進	県、 民間					フェスティバルの開催による民族団体との協力関係の促進 地球市民かなかがわプラザを拠点とした国際理解事業の展開
	県					
(4) 外国人に関わる法律・制度の改善	県					地方参政権の確立に向けた取組みの推進 外国语籍県民の教育・就業機会の拡大に向けた取組みの実施
	県					
	県					

^{※3} NGO…地球的規模の課題や地域の国際化などに取り組む非政府・非営利団体（Non-Governmental Organization の略）

<ねらい>

障害者が社会の構成員として地域社会の中でともに生きていくことができるノーマライゼイション^{※4}の社会の実現に向けて、地域における障害者自らの社会参加へ向けた活動を支えるためのしくみの整備に取り組むとともに、積極的に参加するために障害者が取り組む社会参加・自立能力の向上（エンパワーメント）の支援や、実際に参加するための場づくりに努めます。

<構成する施策と展開の方向>

(1) 社会参加を支えるしくみの整備

- 身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれについて、障害者が自立し社会へ参加するために求められている支援のしくみを身近な地域に整えていきます。
- 障害の区分を超えて社会参加を推進するための取組みを強化していきます。

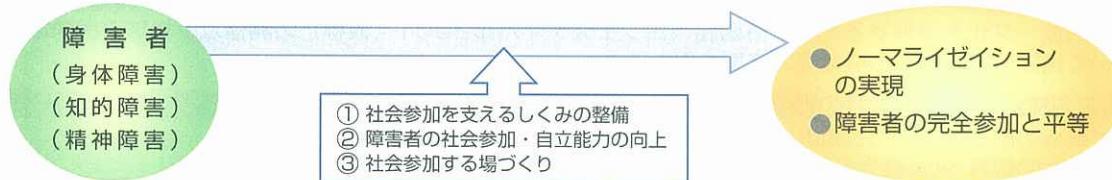
(2) 障害者の社会参加・自立能力の向上（エンパワーメント）

- 障害児に対する教育の推進や、職業能力開発の推進などをとおし、障害があっても、地域での自立や社会参加を進めていくうえで必要な力を障害者自らが身につけていくための取組みを進めます。
- 精神障害者の社会参加を支援するため、社会復帰施設の整備促進を図ります。

(3) 社会参加する場づくり

- 障害者の社会参加を進めるにあたり、参加するための場づくりとして、企業等による障害者の雇用、就労の促進に取り組みます。
- 重度障害者の身近な地域における参加の場である地域作業所等の設置促進に取り組みます。
- 障害者を多数雇用している県内の中小企業等から製品等の購入に努め、障害者の雇用の安定と促進の支援を図る等、社会参加の場づくりに取り組みます。
- 第34回全国身体障害者スポーツ大会開催の成果を踏まえ、障害の種別を超えて幅広くスポーツの振興に取り組みます。

<プロジェクト概念図>



<実施プログラム>

構成施策	主体	施策実施年度				3年間計(2000~2002)
		2000	2001	2002	03以降	
(1) 社会参加を支えるしくみの整備						
・障害者の自立生活への支援	県、民間	■	■	■	■	拠点施設1か所、地域拠点施設延4か所 新規2か所
・障害児者地域支援体制の充実	県、市町村、民間	■	■	■	■	障害児者地域療育等の支援 民間3施設指定、生活支援機能 延5か所、学校間の連携の充実、養護学校等の地域支援センター機能の充実、卒業後の支援のための機関連携の充実
・精神障害者地域支援体制の充実	市、民間	■	■	■	■	精神障害者地域生活支援センター 新規8か所 運営延10か所
・社会参加推進センターの充実	県、民間	■	■	■	■	推進センターの機能の充実及び運営
(2) 障害者の社会参加・自立能力の向上(エンパワーメント)						
・障害児に対する教育の推進	県	■	■	■	■	現場実習の推進、現場実習マニュアル作成、職業教育のための設備整備、理解・交流教育の推進
・障害者の職業能力開発の推進	県、民間	■	■	■	■	能力開発 延540人
・精神障害者社会復帰施設の整備促進	市、民間	■	■	■	■	援護寮等 新規4か所 運営延8か所
(3) 社会参加する場づくり						
・障害者の雇用と就労の促進	県、市町村、民間	■	■	■	■	職業的リハビリテーションシステム ^{※5} の充実、福祉的就労協力事業所の奨励 延3,033人、精神障害者福祉的就労協力事業所の運営 1か所
・障害者地域作業所の設置促進	県、市町村、民間	■	■	■	■	障害者地域作業所等 新規26か所 運営延265か所
・生活ホーム ^{※6} の設置促進	県、市町村、民間	■	■	■	■	障害者生活ホーム等 新規37か所 運営延164か所
・障害者スポーツの振興	県、民間	■	■	■	■	障害者スポーツ推進計画の策定、スポーツリーダーの養成

^{※4} ノーマライゼイション…様々な障害のある人々が、地域社会の中で他の人々と共に生活できる社会を正常な社会ととらえ、対等な生活原理に基づいた地域社会を形成しようとする考え方。

^{※5} 職業的リハビリテーションシステム…障害のある方の就労を進めるため、保健・医療、福祉、教育及び労働分野の機関並びに企業と連携し、職業相談から就労後のアフターケアまでを一貫して行う援助システム。

^{※6} 生活ホーム…就労している障害者や地域作業所に通っている障害者に対し、世話人等を配置した居住の場として提供されるもの。